

鳴海住宅建築工事（第4工区）

番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺
0	表紙・図目録		23	2DK 平面詳細図（標準）	1/50	S-A	配筋基準図（1）	—	H	外構特記仕様書 1	—
A	特記仕様書 1		24	2DK 展開図（1）	1/50	S-B	配筋基準図（2）	—	I	外構特記仕様書 2	—
B	特記仕様書 2	—	25	2DK 展開図（2）	1/50	S-C	配筋基準図（3）	—	J	外構特記仕様書 3	—
C	特記仕様書 3	—	26	2DK 建具表・建具キープラン	1/50	S-D	配筋基準図（4）	—	K	外構特記仕様書 4	—
D	特記仕様書 4	—	27	3DK 平面詳細図（標準）	1/30	S-E	配筋基準図（5）	—	101	外構配置図（舗装）	1/100
E	特記仕様書 5	—	28	3DK 展開図（1）	1/50	S-F	配筋基準図（6）	—	102	外構配置図（施設）	1/100
F	特記仕様書 6	—	29	3DK 展開図（2）	1/50	S-G	配筋基準図（7）	—	103	外構配置図（排水）	1/100
G	指定資材特記仕様書 7	—	30	3DK 建具表・建具キープラン	1/50	S-H	配筋基準図（8）	—	104	排水断面図	1/200
			31	部分詳細図（1）	1/20, 10, 5, 3, 2	S-I	配筋基準図（9）	—	105	宅地断面図（1）	1/100
			32	部分詳細図（2）	1/5, 10, 20	S-1	ボーリング柱伏図	1/120	106	宅地断面図（2）	1/100
			33	部分詳細図（3）	1/2, 5, 10, 20, 50	S-2	伏図	1/200	107	擁壁展開図	1/50
1	全体配置図	1/400	34	部分詳細図（4）	1/5, 10, 20, 30, 50	S-3	軸組図	1/200	108	児童遊園配置図	1/50・1/100
2	配置図	1/200	35	部分詳細図（5）	1/20, 50	S-4	杭リスト	1/100・40	109	自転車置場詳細図（1）	1/10・20・30
3	敷地求積図	—	36	2DK 内装平面詳細図	1/5	S-5	基礎・基礎梁リスト	1/50	110	自転車置場詳細図（2）	1/30
4	求積図・面積表（建築基準法）	—	37	3DK 内装平面詳細図	1/5	S-6	柱・小梁・スラブ・壁リスト	1/50	111	外構部分詳細図（1）	1/20
5	求積図・面積表（公営住宅法）	—	38	内装断面詳細図1	1/5	S-7	梁・小梁リスト	1/50	112	外構部分詳細図（2）	1/4・10・20・100
6	仕上表（1）	—	39	内装断面詳細図2	1/5	S-8	中空スラブ標準仕様書	—	113	外構部分詳細図（3）	1/20・50・100
7	仕上表（2）	—	40	内装断面詳細図3	1/5	S-9	中空スラブ図面	1/200・1/30	114	外構部分詳細図（4）	1/15・20・50
8	ピット平面図（1階）	1/100	41	2DK 内装床・床下地伏図・内装天井・天井下地伏図	1/25	S-10	雑詳細図	1/30	115	外構部分詳細図（5）	1/20
9	平面図（1階）	1/100	42	3DK 内装床・床下地伏図・内装天井・天井下地伏図	1/25	S-11	架構配筋図	1/50	116	外構部分詳細図（6）	1/30・1/200
10	平面図（2階）	1/100	43	基本パネル標準図	1/20				117	児童遊園詳細図	1/10・1/50
11	平面図（3～6階）	1/100	44	現況図	1/200				118	受水槽詳細図	1/30・1/50
12	平面図（7階）	1/100	45	仮設計画図	1/150						
13	屋根伏図	1/100	46	既設杭リスト・杭撤去図	1/200						
14	立面図	1/200									
15	断面図	1/200									
16	矩計図	1/50									
17	断面詳細図	1/20									
18	中央階段詳細図(1)	1/50									
19	中央階段詳細図(2)	1/50									
20	中央階段詳細図(3)	1/50									
21	東階段詳細図	1/50									
22	共用部天井伏図	1/200									

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事（積算）番号 H28Q12J00800

課長	主幹	課長補佐	主任主査	担当

項目	特記事項												
1.8.1 工事の記録	<p>測定対象室及び測定箇所数：建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。</p> <p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン（案）」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」（http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/を参照。）に基づく。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中：①右図（参考図）に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠へい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 3) 完成時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p> <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr><td>件名</td><td></td></tr> <tr><td>名称</td><td></td></tr> <tr><td>位置</td><td></td></tr> <tr><td>工程</td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> <tr><td>撮影年月日</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">450程度</p>	件名		名称		位置		工程		備考		撮影年月日	
件名													
名称													
位置													
工程													
備考													
撮影年月日													
1.8.4 完成図その他	<p>A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他 [] B. 次の図面をマイクロフィルムに撮り、ポリエスデルベースA4判に拡大の上、監督職員に提出する。 1) 設計図（変更設計図を含む） 2) 完成図 C. 完成図のCADデータ ※提出する（ ・愛知県電子納品運用ガイドライン（案）に基づく ※監督職員との協議による） ・提出しない</p>												
提出書類	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材（機材）一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの												
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。												
常備図書	* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成25年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。）												
建設業退職金共済制度	* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。												
施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。												
各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力を行うこと。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力を行うこと。												
工事中の安全管理	* 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。												
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。												
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ※要する ・要しない												
工事費内訳明細書 騒音・振動対策	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書の提出： ・要する ※要しない * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：												
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））												
貨物自動車等の車種規制	貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/)												
特定特殊自動車の燃料	* 工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。												
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。												
施工体制 現場代理人	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。												
1.1.3 関連工事との取合い	■建築編 1章 一般共通事項■												

項目	特記事項																																																																																																																																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">工事区分</th> <th rowspan="2">汚水処理場</th> </tr> <tr> <th>建</th> <th>電</th> <th>給</th> <th>ガ</th> <th>外</th> </tr> <tr> <td>機械用基礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排水</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>堅種（横引き管共）</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>フロアードレイン・ルーフドレイン</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照明器具穴明及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧キャビネット</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クーラー用スリーブ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室・浴室・換気レジスター</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ箱入</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水槽（高架、受水）架台</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備関係取合せ部内装穴明</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機械室床の穴明け及び穴埋め工事</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液面電極棒フロートスイッチ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用リレー及び盤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用集中検診配管配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上結線及び調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。 *1：昇降路築造工事、各階出入口の穴明け明け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ビット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。 *2：動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ビット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p>	項目	工事区分					汚水処理場	建	電	給	ガ	外	機械用基礎	※					※	排水	※		※			※	堅種（横引き管共）	※					※	フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※	照明器具穴明及び補強	※						化粧キャビネット				※			クーラー用スリーブ	※						居室・浴室・換気レジスター	※						杭頭処理及び補強	※						設備スリーブ箱入			※	※	※	※	設備スリーブ構造体補強	※					※	設備スリーブ防水処理	※					※	水槽（高架、受水）架台	※		※		※		設備関係取合せ部内装穴明	※	※	※	※		※	機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※					※	液面電極棒フロートスイッチ				※			同上用リレー及び盤				※			水道用集中検診配管配線				※			同上結線及び調整				※			エレベーター関連工事（建築）*1	※						エレベーター関連工事（建築）*2				※		
項目	工事区分					汚水処理場																																																																																																																																																										
	建	電	給	ガ	外																																																																																																																																																											
機械用基礎	※					※																																																																																																																																																										
排水	※		※			※																																																																																																																																																										
堅種（横引き管共）	※					※																																																																																																																																																										
フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※																																																																																																																																																										
照明器具穴明及び補強	※																																																																																																																																																															
化粧キャビネット				※																																																																																																																																																												
クーラー用スリーブ	※																																																																																																																																																															
居室・浴室・換気レジスター	※																																																																																																																																																															
杭頭処理及び補強	※																																																																																																																																																															
設備スリーブ箱入			※	※	※	※																																																																																																																																																										
設備スリーブ構造体補強	※					※																																																																																																																																																										
設備スリーブ防水処理	※					※																																																																																																																																																										
水槽（高架、受水）架台	※		※		※																																																																																																																																																											
設備関係取合せ部内装穴明	※	※	※	※		※																																																																																																																																																										
機械室床の穴明け及び穴埋め工事	※					※																																																																																																																																																										
液面電極棒フロートスイッチ				※																																																																																																																																																												
同上用リレー及び盤				※																																																																																																																																																												
水道用集中検診配管配線				※																																																																																																																																																												
同上結線及び調整				※																																																																																																																																																												
エレベーター関連工事（建築）*1	※																																																																																																																																																															
エレベーター関連工事（建築）*2				※																																																																																																																																																												
3.2.3 埋戻し及び盛土	※発生土の中の良質土 ・山砂 建設発生土の利用指定：※無 ・有 [] からの建設発生土を利用する																																																																																																																																																															
3.2.4 地ならし	地ならしの高さ：																																																																																																																																																															
3.2.5 残土処分	・構内処理 ※構外搬出（処分地の指定：※無（自由処分） ・有 [] に搬出し、利用する） * 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に行う。																																																																																																																																																															
4.2.2 試験杭	2. 試験杭の位置：図面による																																																																																																																																																															
4.2.3 杭の載荷試験	1. ・実施する（ ・水平載荷試験 ・鉛直載荷試験） ※ 実施しない																																																																																																																																																															
4.2.4 地盤の載荷試験	1. ・実施する（平板載荷試験） ・実施しない 試験の方法：（公社）地盤工学会基準による 2. 試験の位置：図面による 載荷荷重： 4. 報告書の記載事項等：（公社）地盤工学会基準による																																																																																																																																																															
<既製コンクリート杭> 4.3.3 材料	1. 既製コンクリート杭の種類： ・PHC杭 ・SC杭 ・PRC杭 ・（ ） 性能及び曲げ強度等による区分等： ・A種 ・B種 ・C種 2. 杭の寸法、継手の箇所数、杭先端部の形状等：図面による																																																																																																																																																															
4.3.5 セメントミルク工法	3. 支持地盤：図面による 6. 支持地盤への掘削長さ及び根入れ深さ：図面による																																																																																																																																																															
4.3.7 特定埋込杭工法	3. 水平方向への位置ずれ：図面による 4. 支持地盤：図面による																																																																																																																																																															
4.3.8 継手	1. 杭の継手工法： ※ 無溶接工法（仕様等：日本建築センター評定取得工法） ・溶接継手工法 2. 杭頭の切り揃えの方法： ・外圧方式 ・ダイヤモンドカッター方式																																																																																																																																																															
4.3.10 杭頭の処理 <場所打ちコンクリート杭> 4.5.3 材料	2. 場所打ちコンクリート杭のコンクリートの設計基準強度： 30N/mm 場所打ちコンクリート杭のコンクリートの種別： ・A種 ⊙B種 [4.5.1表による] 構造体強度補正值(S) ・3N/mm2 ・認定工場の条件による																																																																																																																																																															
4.5.4 アースドリル工法ほか	1. 掘削の工法： ・アースドリル工法 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・性能評価機関の評価、認定を受けた工法（種別： ）																																																																																																																																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">株式会社ヤスウラ設計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">鳴海住宅建築工事（第4工区）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">図面番号 No. B</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">特記仕様書（2）</td> <td style="text-align: center;">縮尺 —</td> </tr> </table>	株式会社ヤスウラ設計		鳴海住宅建築工事（第4工区）		図面番号 No. B	一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋		特記仕様書（2）		縮尺 —																																																																																																																																																					
株式会社ヤスウラ設計		鳴海住宅建築工事（第4工区）		図面番号 No. B																																																																																																																																																												
一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋		特記仕様書（2）			縮尺 —																																																																																																																																																											
1.1.3 関連工事との取合い	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">検図</td> <td style="width: 10%;">製図</td> <td style="width: 10%;">設計 H28年3月</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	検図	製図	設計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																																																																																																																																											
検図	製図	設計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																																																																																																																																													

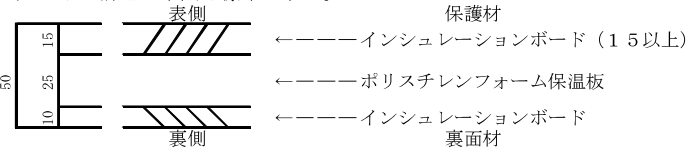
項目	特記事項
4.5.5 場所打ち鋼管コン枕ほか	2. 支持地盤の位置、種類：図面による
4.6.6 床下防湿層	1. 防湿層：※適用する（範囲：図面による） ・適用しない
■建築編 5章 鉄筋工事■	
5.2.1 鉄筋	1. 異形鉄筋棒鋼の種類：※ SD295A (D16以下) ※ SD345 (D19～D25) ※ SD390 (D29以上) 2. 高強度せん断補強筋の種類別、使用部位及び加工：図面による
5.2.2 溶接金網	網目の形状、寸法及び鉄線の径：図面による
5.3.3 組立	* 鉄筋の定着方法 ※折り曲げ定着方法 ※図示による ・機械式定着 ()
5.3.4 継手	鉄筋継手：※ 重ね継手 (D16以下) ※ガス圧接継手 (D19以上) ・機械式継手又は溶接継手 * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。
5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	* 土に接する部分の軽量コンクリートのかぶり厚さ () * 耐久性上不利な箇所（塩害の受けるおそれのある部分等）のかぶり厚さ ()
5.4.8 圧接完了後の試験	抜取試験： ・超音波探傷試験 ※引張試験
■建築編 6章 コンクリート工事■	
受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「◎マークを取得した工場」という。）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I Sマーク表示認証製品を製造し、◎マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	
6.2.1 コンクリートの種類等	3. 気乾単位容積質量による種類：※普通コンクリート ・軽量コンクリート 4. 施工箇所及び施工時期：※監督職員と協議 ・() 6. 国土交通大臣認定コンクリート（建築基準法第37条第二号）：()
6.2.2 コンクリートの強度	設計基準強度 (Fc)：◎ 18 ・ 21 ・ 24 ◎ 27 ◎ 30 ◎ 33 ・ 36 N/mm ²
6.2.6 構造体コンクリート仕上り	2. 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別：・A種 ※B種 ・C種 [6.2.4表による]
6.3.1 コンクリートの材料	1. セメントの種類：※ 普通ポルトランドセメント ※ 高炉セメントB種 ・高炉セメントA種 ・シリカセメントA種 ・フライアッシュセメントA種 1. 適用箇所 高炉セメントB種：（外構 小規模構造物） フライアッシュセメントB種：() 2. 骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材： ・有り ※なし 銅スラグ細骨材： ・有り ※なし 電気炉酸化スラグ骨材： ・有り ※なし 再生骨材H： ・有り ※なし 4. 混和材料 ※適用する（種類： ・ AE剤 ※ AE減水剤 ※ 高性能AE減水剤） ・適用しない
6.3.2 コンクリートの調合	6.3.2 (2) (iv) ①～③以外の混和材料 種類 () 使用方法 () 使用量 ()
6.6.3 打継ぎ <型 枠>	2. 目地寸法：図面による
6.8.2 一般事項	4. 外部に面するコンクリート打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む）の打増し厚さ：※ 配筋基準図による ・() 5. ひび割れ誘発目地 位置：() 形状：() 寸法：() m/m
6.8.3 材料	2. せき板の種別：・A種 ※B種 [6.8.1表による] 4. 断熱材を兼用した型枠材：・使用する（使用箇所：()） ・適用しない 6. スリーブ、設置位置及び補強等：図面による 9. MCR工法用シート 適用： ・する（適用箇所：()） ※しない 10. スリーブの材種： ・鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・亜鉛鉄板 ・つば付き鋼管 ・紙チューブ [6.8.2表による]
<軽量コンクリート>	
6.10.1 一般事項	1. 軽量コンクリートの適用箇所：※図示による 3. 軽量コンクリートの種別： [6.10.1表による] 4. 所要気乾単位容積質量： kg/m ³
<寒中コンクリート>	
6.11.1 一般事項	2. 適用期間：※ J A S S 5 による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間」 ・()
■建築編 7章 鉄骨工事■	
7.1.3 鉄骨製作工場	* 建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場とする。 グレード：・S ・H ・M ・R 施工管理技術者：※適用する ・適用しない
7.2.1 鋼材	材質、形状及び寸法：図面による [7.2.1表による]

項目	特記事項
7.2.2 高力ボルト	1. 高力ボルトの種類：※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト 2. 高力ボルトの径：図面による
7.2.3 普通ボルト	2. ボルトの径：図面による
7.2.4 アンカーボルト	1. 構造用アンカーボルトの種類：図面による 2. 建方用アンカーボルトの種類：図面による 3. アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法：図面による 5. アンカーボルト ねじの種類規格：図面による ねじの等級規格：図面による 仕上げの程度：図面による ナット ねじの種類規格：図面による ねじの等級規格：図面による 仕上げの程度：図面による
7.2.5 溶接材料	3. 溶接棒等（表7.2.4）、シールドガス以外の材料： ・図面による ・()
7.2.7 デッキプレート	1. デッキプレート版（デッキプレート単独の構法）に用いるデッキプレートの材質、形状及び寸法：図面による デッキプレートの種類 ※JIS G 3352 2. デッキプレート版（デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法）に用いるデッキプレートの材質、形状及び寸法：図面による デッキプレートの種類 ※JIS G 3352
7.2.8 柱底均しモルタル	2. 無収縮モルタル：※使用する ・使用しない
7.2.9 材料試験等	3. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験：※実施する（JIS G 0901） ・適用しない
7.3.3 工作図	2. 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等：図面による
7.3.11 仮組 <高力ボルト接合>	・実施する ※実施しない
7.4.2 摩擦面の性能及び処理	3. すべり係数試験： ・実施する ※実施しない 試験の方法： 試験片の摩擦面の状態：
7.4.7 締付け	8. (2) ナット回転法（J I S形高力ボルトの本締め） 回転量（ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合）：()
<溶接接合>	
7.6.3 技能資格者	2. 溶接技能者に対する技量付加試験： ・実施する ※実施しない
7.6.4 材料準備	1. 開先の形状：図面による
7.6.7 溶接施工	1. エンドタブの取扱い 切除の有無： ・あり ※なし 適用箇所：() 2. 完全溶込み溶接 スカラップの形状：図面による
7.6.11 溶接の試験 <錆止め塗装>	2. 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験：※実施する ・実施しない
7.8.3 塗料の種類 <耐火被覆>	耐火被覆材の接する面： ・塗装する（塗料の種別：()） ・塗装しない
7.9.2 耐火被覆の種類及び性能	種別： ・耐火材吹付け ・耐火板張り ・耐火材巻付け ・ラス張りモルタル塗り 性能：図面による
<工事現場施工>	
7.10.3 アンカーボルト等の設置	1. 建方用アンカーボルト： ※適用する（工法： ・A種 ※B種 ・C種） ・適用しない [7.10.1表による] 構造用アンカーボルト： ※適用する（工法：※A種 ・B種 ・C種） ・適用しない [7.10.1表による] 2. 構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状並びに寸法：図面による 5. 柱底均しモルタルの工法： ・A種 ※B種 [7.10.2表による]
<溶融亜鉛めっき工法>	
7.12.5 溶融亜鉛めっき高力ボルト	1. 摩擦面の処理： ※ プラスト処理 ・プラスト以外の特別な処理（方法：() すべり耐力等の確認方法：()） 5. ナット回転量（ボルト長さが呼び径の5倍を超える場合）：()
■建築編 8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事■	
8.3.2 材料	1. コンクリートブロックの種類：※ 空洞ブロック(16) ・空洞ブロック(08) 化粧有ブロック（塀の場合）： ・使用する ・適用しない コンクリートブロックの厚さ：図面による
<ALCパネル>	
8.4.2 材料	1. ALCパネルの種類、単位荷重、厚さ、長さ等： 床パネルの耐火性能：
8.4.3 外壁パネル構法	1. 外壁パネル構法の種別： ・A種 ・B種 ・C種 [8.4.2表による] 2. 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法： 7. 伸縮目地の目地幅：図面による 8. 伸縮目地部分の耐火目地材： ・充填する ・充填しない
株式会社ヤスウラ設計	
鳴海住宅建築工事（第4工区）	
一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋	
特記仕様書（3）	
縮尺 —	
No. C	
検 図	製 図
設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項
8.4.4 間仕切壁パネル構法	1. 間仕切壁パネル構法の種別： ・C種 ・D種 ・E種 [8.4.3表による] ■建築編 9章 防水工事■
9.1.2 一般事項	* 防水の保証期間は、工事目的物引き渡しの日からモルタル防水5年、その他防水10年とする。
9.1.3 施工一般	1. 屋根防水等の種別： ・アスファルト防水 ・改質アスファルトシート防水 ・合成高分子系ルーフィングシート防水 ※塗膜防水 ・ケイ酸質系塗布防水
<塗膜防水> 9.5.3 種別及び工程	1. ウレタンゴム系塗膜防水の種別： ・絶縁工法 ※密着工法 [9.5.1表による] 絶縁工法の場合の脱気装置の種別及び設置数量： 2. ゴムアスファルト系塗膜防水の種別： ・密着工法(1) ・密着工法(2) [9.5.2表による] 密着工法(2)における保護層(工程4及び工程5)： ・適用する ・適用しない
<ケイ酸質系塗布防水> 9.6.1 適用範囲	9.6.1表以外の適用部位： ・図面による ・()
9.6.3 防水層の種別及び工程	ケイ酸質系塗布防水の種別： ・C-U I ・C-U P [9.6.2表による]
9.6.4 施工	2. (1)～(3)以外の下地処理： ・図面による ・()
11.1.3 伸縮調整目地	■建築編 11章 タイル工事■ 3. シーリングの目地寸法及びシーリング用材料：
11.2.2 材料	1. 形状、寸法、用途による区分、耐凍害性の有無、滑り抵抗性、標準色・特注色の別等： 2. 役物タイル： ・使用する ・使用しない
11.2.7 施工	2. 下地及びタイルごしらえ モルタル塗りのコンクリート素地面： ・MCR工法 ・目荒し工法
<接着剤によるタイル張り> 11.3.2 材料	1. 形状、寸法、用途による区分、耐凍害性の有無、滑り抵抗性、標準色・特注色の別等： 3. 試験張り： ・有() ※無 見本焼き： ・有() ※無
11.3.7 施工	1. 下地及びタイルごしらえ モルタル塗りのコンクリート素地面： ・MCR工法 ・目荒し工法
<タイル型枠先付け工法> 11.4.2 材料	1. タイルのきじの質： ※磁器質 ・せつ器質 2. 役物タイルの仕様： タイル型枠先付け面のせき板： ・6.8.1表のB種 ・金属製タイル先付け用パネル 3. 試験張り： ・有() ※無
11.4.3 タイル型枠先付けの種別	タイル型枠先付けの種類： ・タイルシート法 ・目地ます法 ・栈木法 [11.4.1表による]
12.1.4 表面仕上げ	■建築編 12章 木 工 事■ 仕上げの程度の種類及び適用箇所： ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 [12.1.1表による]
12.2.1 木材	2. 製材： ※「製材の日本農林規格」による ・その他
12.2.3 集成材等	3. 造作用集成材： ・「集成材の日本農林規格」による ・その他 4. 造作用単板積層材： ・「単板積層材の日本農林規格」による ・その他 5. 床張り用合板等 普通合板 表板の樹種名、接着の程度、板面の品質及び厚さ： 防虫処理、難燃処理及び防煙処理： ・行う ※行わない 構造用合板 等級、表板の樹種名、接着の程度、板面の品質及び厚さ、防虫処理、強度等級： ※「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書(平成27年度版)」による。 ・() パーティクルボード 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、 難燃性による区分及び厚さ： ※「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書(平成27年度版)」による。 ・() 構造用パネルの等級及び厚さ：
12.2.2 接合具等	3. 諸金物 ・()
12.3.1 防腐・防蟻処理	下地木材への防腐・防蟻処理 ・不要な樹種による製材 ・薬剤の加圧注入 ・薬剤の塗布等 ・()
12.3.2 防虫処理	※適用する ・適用しない
13.1.4 施工一般 <長尺金属板葺> 13.2.2 材料	■建築編 13章 屋根及びとい工事■ 2. 屋根葺材、断熱材、防水立上り等の納まり：図面による 1. 長尺金属板、板及びコイルの種類：※JIS G 3322の屋根用コイル(種類： , 記号：) 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等： 3. 下葺材料(釘またはステーブルが打てる場合)： ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材(・一般タイプ ・複層基材 ・粘着層付タイプ)
13.2.3 工法	1. 屋根葺形式() 2. 屋根葺工法() 3. 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法： 4. 雪とめ ・設ける ※設けない
<化粧及び厚形スレート葺き> 13.3.3 工法 <粘土瓦葺> 13.4.2 材料	1. 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法： 1. 粘土瓦の種類、大きさ、産地等： 役物瓦の種類、雪止め瓦の使用等：

項目	特記事項		
13.4.3 工法	1. 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法： 3. 瓦栈木の留付け工法： 4. 棟の工法： ・7寸丸伏せ棟 ・のし一体棟 ・のし積み棟 ・()		
<と い> 13.5.2 材料	1. といその他の材種：※硬質塩化ビニル管(VP) ・配管用鋼管 [13.5.1表による] 3. とい受け金物： ※ ステンレス製 ・ 熔融亜鉛めっきを行った鋼製		
14.1.3 施工一般	■建築編 14章 金属工事■ 2. あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験： ・行う ・行わない 設計用引張強度：		
14.2.1 ステンレスの表面仕上げ	表面仕上げの種類：※ヘアライン仕上げ ・鏡面仕上げ		
14.2.2 アルミニウムの表面処理	1. 表面処理の種別： [14.2.1表による] 2. 陽極酸化皮膜の二次電解着色の色合等：		
14.2.3 鉄鋼の亜鉛めっき <軽量鉄骨壁下地> 14.4.2 材料 <軽量鉄骨天井下地> 14.5.2 材料	1. 鉄鋼の亜鉛めっきの種別： [14.2.2表による] 2. スタッド、ランナー等の種類： ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ・() [14.4.1表による] 2. 野縁等の種類：◎19形(屋内) ◎25形(屋外) [14.5.1表による]		
14.5.3 工法	8. ダクト等によってつりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強：図面による 11. 天井ふところが3mを超える場合の補強：図面による 14. 天井下地材における耐震性を確保した補強：図面による 15. 屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強：図面による		
<雑金物> 14.6.1 カーテンレール	1. カーテンレールの材質及び形状：図面による		
14.6.3 ノンスリップ	1. ノンスリップの材種、形状、寸法等：図面による		
14.6.4 引抜き耐力等	ナイロンブラグの種類(サイズ)： [14.6.1表による] 鋼製拡張式アンカーの種類(サイズ)： [14.6.1表による]		
14.6.5 その他の雑金物	・()		
<モルタル塗り> 15.2.2 材料	■建築編 15章 左官工事■ 8. 既製目地材： ・使用する(形状：) ※使用しない		
15.2.5 工法 <床コンクリート直均し仕上げ> 15.3.1 適用範囲 <セルフレベルング材塗り> 15.4.2 材料 <パーライトモルタル塗り> 15.6.1 適用範囲	3. 外壁タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験： ・行う ※行わない ※図示による		
15.6.2 材料、調合	1. セルフレベルング材の種類及び品質： ・せつこう系 ※セメント系 [15.4.1表による] 2. パーライトモルタル： ※使用する ・使用しない 2. パーライトモルタルの調合(容積比)：製造所の仕様による		
16.1.3 防火戸	■建築編 16章 建具・ガラス工事■ 1. 防火戸の指定：図面による 3. 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と煙感知器等との連動： ・する ※しない		
16.1.5 その他	2. 開口部の侵入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」の使用箇所： ※玄関錠前 ・面格子 ※接地階バルコニー側		
<アルミニウム製建具> 16.2.2 一般事項	2. 耐風圧性の等級： ※ S-4 ・ S-5 ◎ S-6 (適用箇所：5階以上) 気密性の等級： ※ A-3 ・ A-4 水密性の等級： ※ W-4 ・ W-5 色彩等の種類： ※ シルバー ・ ブロンズ ・()		
16.2.3 材料	3. 防音サッシ及び断熱サッシの種別及び等級： 5. 網戸等の防虫網：※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製		
16.2.4 形状及び仕上げ	2. 建具の枠の見込み寸法：図面による 3. 構造：網戸用レールは、一般網戸対応型とする。 4. アルミニウムの表面処理の種別： ・ A-1種 ※B-1種 ・ C-1種 ・ A-2種 ・ B-2種 ・ C-2種 標準色・特注色の別等：		
16.2.5 工法 <樹脂製建具> 16.3.2 性能及び構造	1. 水切り板、ぜん板等：図面による 2. 耐風圧性の等級： ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 (適用箇所： 階以上) 気密性の等級： ・ A-4 水密性の等級： ・ W-4 ・ W-5 外部に面する建具の種別： ・ A種 ・ B種 ・ C種 [16.3.1表による]		
株式会社ヤスウラ設計			
鳴海住宅建築工事(第4工区)			
一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋			
特記仕様書(4)			
縮尺 —			
No. D			
検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

特記仕様書		特記事項	
項目			
	防音ドアセット、防音サッシの適用及び遮音性の等級： 外部に面する建具の種別： ・ T-A種 ・ T-B種 断熱ドアセット、断熱サッシの適用及び断熱性の等級： 外部に面する建具の種別： ・ H-A種 ・ H-B種	[16. 3. 2表による]	[16. 3. 3表による]
16. 3. 3 材料	6. ガラス： ※ 複層ガラス ・ ()		
16. 3. 4 形状及び仕上げ	2. 建具の枠の見込み寸法：図面による 4. ステンレス製くつずりの厚さ及び仕上げ：図面による 6. 表面色： ・ 標準色 ・ 特注色		
16. 3. 5 工法 <鋼製建具> 16. 4. 2 一般事項	1. 水切り板、ぜん板等：図面による 3. 耐風圧性、気密性、水密性、遮音性、断熱性、面内変形追従性等の等級及び種類： S-4、A-3、W-1、()		
16. 4. 3 材料	1. 鋼板の種類： ・ JIS G 3302 ・ JIS G 3317 , めっき付着量 ()		
16. 4. 4 形状及び仕上げ <ステンレス製建具> 16. 5. 2 一般事項	1. 形状、仕上げ：図面による 建具の性能： ※ S U S 304 ・ S U S 430 J 1 L ・ S U S 443 J 1 ・ S U S 430 ・ ()		
16. 5. 3 材 料	1. 形状、仕上げ： * 内装ドアについては「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書（平成27年度版）」による。		
16. 5. 4 形状及び仕上げ <木製建具・その他> 16. 6. 2 一般事項	1. フラッシュ戸の寸法、形状：図面による		
16. 6. 3 フラッシュ戸	1. かまち戸の寸法、形状：図面による 2. かまち及び鏡板の樹種：図面による		
16. 6. 4 かまち戸	* 寸法、形状及び上張りの種類：図面によるほか、「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書（平成27年度版）」による。		
16. 6. 5 ふすま <建具用金物> 16. 7. 2 一般事項	* キーは、アクリル製室名札をつけ、スチール製箱に収納して提出する。 * マスターキーは、共用部のみで使用でき、各住戸の玄関戸では使用できないものとする。 * ドアクローザーは、B L 部品のⅡ型の性能を有するものとする。		
16. 7. 3 材料	1. コンストラクションキー装置：※取付ける ・ 取付けない 3. フロアヒンジ：図面による 丁番（ふすまを除く。）の形状・材質・寸法：図面による		
<ガ ラ ス> 16. 8. 2 材料	1. ガラスの種別及び厚さ：図面による		
<素地ごしらえ> 17. 2. 2 木部	■建築編 17章 塗 装 工 事■ 1. 透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別：・ A種 ※B種 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別：※A種 ・ B種	[17. 2. 1表による]	[17. 2. 1表による]
17. 2. 3 鉄鋼面	鉄鋼面の素地ごしらえの種別：・ A種 ・ B種 ※C種	[17. 2. 2表による]	
17. 2. 4 亜鉛めっき鋼面	亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別：・ A種 ・ B種 ※C種	[17. 2. 3表による]	
17. 2. 5 コンクリート面等	コンクリート面の素地ごしらえの種別：・ A種 ※B種 A L Cパネル面の素地ごしらえの種別：・ A種 ※B種	[17. 2. 4表による]	[17. 2. 4表による]
17. 2. 7 ボード類等	目地工法が継目処理工法のせっこうボードの素地ごしらえの種別：※A種 ・ B種 その他のボード類の素地ごしらえの種別： ・ A種 ※B種	[17. 2. 6表による]	[17. 2. 6表による]
<錆止め塗料塗り> 17. 3. 2 塗料種別	1. 屋外の鉄鋼面錆止め塗料の種別：※A種 ・ B種 ・ C種 屋内の鉄鋼面錆止め塗料の種別： ※A種 ・ B種 ・ C種 2. 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別：※A種 ・ B種 ・ C種	[17. 3. 1表による]	[17. 3. 1表による]
17. 3. 3 塗り工程	1. 見え掛り部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別：※A種 ・ B種 見え隠れ部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・ A種 ※B種 2. 鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別：※A種 ・ B種 ・ C種 その他の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・ A種 ・ B種 ※C種	[17. 3. 3表による]	[17. 3. 3表による]
<クリヤラッカー塗り> 17. 5. 2 塗り工程	クリヤラッカー塗りの工程の種別：・ A種 ※B種 目止めと着色：・ 兼用する ※兼用しない	[17. 5. 1表による]	
<厚付け仕上塗材> 18. 3. 1 厚塗材C <複層仕上塗材> 18. 4. 1 複層塗材C E	■建築編 18章 仕上塗材工事■ 3. 凸部処理仕上げ及び上塗り：・ 有 ※無		
18. 4. 2 複層塗材S i	3. 仕上げの形状：・ ゆず肌模様 ※凹凸模様 ・ 凸部処理	[18. 4. 1-2表による]	
18. 4. 3 複層塗材E	3. 仕上げの形状：・ ゆず肌模様 ※凹凸模様 ・ 凸部処理	[18. 4. 3-4表による]	
18. 4. 4 複層塗材R E <マスチック塗材> 18. 5. 1 種別	3. 仕上げの形状：・ ゆず肌模様 ※凹凸模様 ・ 凸部処理 2. マスチック塗材（MR）の種別及び仕上げ：	[18. 4. 7-8表による]	[18. 5. 1表による]

平成28年7月1日改訂		特記事項	
項目			
<そ の 他> 軽量骨材仕上塗材	* 軽量骨材仕上塗材の吹き付けによる天井等の仕上工事は次による。 1) 材料：※セメント系 ・ 有機結合材系 2) 工法：工法は製造所の仕様によるものとするが、事前に施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける。		
<発泡プラスチック系床下地> 19. 2. 1 材料 <乾式遮音二重床下地> 19. 3. 1 材料	■建築編 19章 内 装 工 事■ 1. 発泡プラスチック系床下地材の遮音性能： 1. 乾式遮音二重床下地材の遮音性能：		
19. 4. 1 材料	1. 天然木化粧複合フローリング： ・ A種（積層フローリング） ・ B種（ベニヤフローリングB種） ・ C種（ベニヤフローリングC種） ・ D種（ベニヤフローリングD種） 2. 特殊加工化粧複合フローリング： ・ 使用する ※使用しない		
<畳 敷 き> 19. 5. 1 材料	A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914（建築畳床）に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形（厚み50）を使用する。 1) 畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905（繊維板）に規定するタミボードとする。 2) 畳床に使用するポリスチレンフォーム板は、JIS A9511（発泡プラスチック保温材）の4.6の方法で試験して、密度が27kg/m ³ 以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して燃焼試験に合格したものと する。 3) 畳床に使用する裏面材（防湿シート）は、JIS P3401（クラフト紙）に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものとする。 4) 畳床に使用する保護材は、不織布とする。 5) 縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。 縦糸間隔(cm)：8.5以下 縫い目又は横糸間隔(cm)：5以下 6) 畳床の構造は下図を標準とする。  C. 畳へりはJIS L3108（畳へり地）によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地は畳用へり下紙巾75mm以上とする。 D. 畳表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。 E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914（建築畳床）附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902（畳）附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含浸又は浸透させたものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902（畳）の規定による。		
19. 5. 2 施工	A. 製作及び敷き込み 1) 製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。 2) 畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。 3) 畳の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。 4) 畳の返しボードは、不織布糸又はポリエステル糸系の畳用返しボードとする。 5) 敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。 B. 畳櫃、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。 製造所及び製造年月、種類及び等級 C. 畳焼け防止の措置をする。 D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめた上、監督職員に提出する。		
<ビニル床シート> 19. 6. 1 材料	1. ビニル床シートの種別：・ 1種 ・ 2種 ※3種 ・ 4種 ・ 5種 [19. 6. 1表による] 3. 接着剤の種別： [19. 6. 2表による]		
19. 6. 2 施工 <せっこうボード他> 19. 9. 1 材料	4. 接合部の熱溶接工法：※適用する ・ 適用しない 3. 和室天井板の台板合板及び裏根木の防虫処理： 5. 化粧せっこうボードの留め付け：同色のカラーネイル、カラーねじ等		
<壁紙張り> 19. 10. 1 材料 <断熱及び防露> 19. 11. 1 適用範囲	1. 壁紙の品質及び防火性能： 壁外断熱工事：		
19. 11. 3 施工	1. 断熱工法： ・ S1工法（あと張り） ・ S1-F工法（先打込み） ※吹付け工法（現場発泡工法） 5. 吹付け工法（現場発泡工法）の断熱材の吹付け厚さ：図面による		
<内装プレハブ工法> 19. 12. 1 適用範囲	2. 内装プレハブ工法：「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書（平成27年度版）」による		
20. 2. 3 キッチンキャビネット	■建築編 20章 部品・その他工事■ 2. キッチンキャビネットの種類：※セグショナルキッチン ・ システムキッチン キッチンキャビネットの寸法、材質、付属部品：図面による		
20. 2. 4 郵便受箱	2. 郵便受箱の形状、寸法：図面による 材質：ステンレス製		
	株式会社ヤスウラ設計	鳴海住宅建築工事（第4工区）	
	一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋	特記仕様書（5）	図面番号 No. E
	検 図	製 図	設 計 H28年3月
	愛知県建設部建築局公営住宅課		

項 目	特 記 事 項
20.2.5 手すりユニット	2. 廊下用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 バルコニー用手すりユニットの材質：※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 窓用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 手すりユニットの形状、寸法：図面による 3. 手すりユニットの躯体への支持方法の種別：図面による * 風の影響による音の発生が想定される場合には、中間支持材を入れる等の対応をする。
20.2.6 補助手すり	2. 補助手すりの形状、寸法、材質：図面による
22.2.1 排水管	■建築編 22章 排水工事■ (1) 材種、管の種類、呼び径等：図面による
22.2.2 側塊、排水柵等	1. マンホール側塊の形状、寸法：図面による 2. 排水柵の種類等：図面による 排水柵ふた種類等：図面による 鋳鉄製ふたの場合の名称、種類及び適用荷重：図面による 3. グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ等：図面による
22.2.3 その他の材料	5. 埋戻し材料の種別：※発生土の中の良質土 ・その他（ ）
22.3.1 適用範囲	2. 車両の通行が多い場合の工法：図面による 軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法：図面による
22.3.3 工 法	5. 遠心力鉄筋コンクリート管 管基礎の厚さ及び種類：図面による 6. 硬質ポリ塩化ビニル管 管基礎の厚さ及び種類：図面による
<街きよ、縁石及び側溝> 22.4.2 材 料	1. コンクリート縁石の形状、寸法：図面による [22.4.1 表による] 側溝の形状、寸法：図面による [22.4.1 表による] 3. 地業の材料：図面による
22.4.3 施 工 <雨水浸透施設> 22.5.2 施工一般	1. 砂利地業の厚さ：図面による 5 (1) 材料：図面による (2) 柵ふた：図面による 6. 床堀り、掘削など (2) 土質の確認または試験方法：
<路 床> 23.2.2 路床の構成及び仕上り	■建築編 23章 舗装工事■ 1. 路床 (1) 遮断層 ・適用する(厚さ：) ※適用しない (2) 凍上抑制層 ・適用する(厚さ：) ※適用しない (3) 透水性舗装に用いるフィルター層 ※適用する(厚さ：図面による) ・適用しない (4) 路床安定処理 ・適用する(厚さ：) ; 方法：) ※適用しない
23.2.3 材 料	1. 盛土材： ※発生土の中の良質土 ・購入土 2. 遮断層に用いる材料及び粒度： 3. 凍上抑制層に用いる材料： 透水性舗装のフィルター層に用いる材料：図面による 4. 砂の粒度試験： ・実施する ※実施しない 5 (1) 路床安定処理用材料 ※普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号 [23.2.2表による] (2) ジオテキスタイル ・適用する(品質：) ※適用しない
23.2.5 試 験	1. 路床土の支持力比(CBR)試験：・実施する ※実施しない 2. 路床締固め度試験：・実施する ※実施しない(埋戻し、盛土部は除く)
<路 盤> 23.3.2 盤の構成及び仕上り <アスファルト舗装> 23.4.2 舗装の構成及び仕上り	1. 路盤の厚さ： 図面による 1. アスファルト舗装の構成及び厚さ： 図面による
23.4.4 配合その他	1. 表層の加熱アスファルト混合物等の種類： ・密粒度アスファルト混合物(13) [23.4.5表による] ・細粒度アスファルト混合物(13) ※再生密粒度アスファルト混合物(13) ・再生細粒度アスファルト混合物(13) 基層の加熱アスファルト混合物等の種類： ・粗粒度アスファルト混合物(20) ※再生粗粒度アスファルト混合物(20)
23.4.5 施 工	5. シールコート： ・適用する ※適用しない
23.4.6 試 験 <コンクリート舗装> 23.5.2 舗装の構成及び仕上り	3. アスファルト混合物等の抽出試験： ・適用する ※適用しない 1. コンクリート舗装等の構成及び厚さ、寒冷地の縁部立上り寸法等：図面による
23.5.3 材 料	転圧コンクリート舗装用コンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法： ：図面による 早強セメントを用いるコンクリート(寒冷期施工)の設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法： ：図面による
23.5.4 施 工	4. 転圧コンクリート舗装用コンクリートの工法： 5 (1) コンクリート版の目地の種類及び間隔：図面による (2) 目地の構造：図面による
23.5.6 試 験	1. コンクリート版の厚さの試験： ・適用する ※適用しない

項 目	特 記 事 項
<カラー舗装> 23.6.2 舗装の構成及び仕上り	1. 構成及び厚さ：図面による 結合材による種類： ※アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 車道部の基層の適用： ※適用する ・適用しない
23.6.3 材 料	1. 加熱系混合物 (3) 添加する着色骨材又は自然石：
23.6.4 配合その他	1. 加熱系混合物 (2) 結合材(石油樹脂)顔料の添加量： 2. 樹脂系混合物、ニート工法、塗布工法の配合、その他：
<透水性アスファルト舗装> 23.7.1 適用範囲	1. 適用範囲：図面による
23.7.2 舗装の構成及び仕上り <排水性アスファルト舗装> 23.8.2 舗装の構成及び仕上り <ブロック系舗装> 23.9.3 材 料	1. 厚さ：図面による 1. 排水性アスファルト舗装の構成及び厚さ：図面による 1. コンクリート平板の種類、寸法：図面による 2. 舗石に用いる石材の種類、形状、寸法：図面による 6. ジオテキスタイル： ・適用する(品質：) ※適用しない
<土系舗装等> 23.10.2 工法(土系舗装)	2. (1) 砂舗装の高さ、厚さ：100mm (2) 砕石及び石灰岩ダスト舗装の高さ、厚さ：100mm (4) 表層安定剤の量：1.2kg/m ²
23.10.3 タイル舗装	1. 材料(1)寸法、形状、色合いなど：図面による 2. 工法(2)化粧目地：図面による (3) 据付け 表面勾配：()
23.10.4 レンガ舗装	2. 工法(2)目地 化粧目地：図面による、 伸縮目地：
<ウォール・擁壁> 24.6.2 一般事項	■建築編 24章 植栽等工事■ 1. 支持力試験： ・実施する(方法：) ※実施しない 2. 石材の種類： 裏込めに使用する透水材料及び伸縮目地の材料、厚さ：図面による 水抜きパイプの口径(3mに1カ所以上)： ※75 ・100
24.6.6 石積(張)擁壁	1. 材 料 (1) 割 石： ・花こう岩(規格：) ・安山岩(規格：) 雑割石： ・花こう岩(規格：) ・安山岩(規格：) 2. 工法一般 (3) 目地仕上げ方法(雑割石積み、野面石積みの練積みの場合)：()
<遊戯施設及びサービス施設> 24.8.2 一般事項	4. 木材の防腐処理方法： メーカー仕様による 6. 遊具の構造、強度、材料、寸法、安全領域：図面による
24.8.3 遊具組立設置	1. 材 料 (2) コンクリート工作物の品質：図面による (3) 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種など：図面による (4) 木材その他の工作物の木材の規格、樹種など：図面による 自然石(ii)、切石などの仕上げ：図面による
<管理施設> 24.9.2 柵 工	1. 材 料 (2) ネットフェンスの構成部材の種類、寸法等：図面による ひし形金網の種類、寸法等：図面による
<建築施設組立> 24.10.2 自転車置場	1. 材 料 (2) 材質、収納台数：図面による
24.10.3 物置ユニット	1. 材質(主要部材)：図面による 2. 強度区分の種別： ・120型 ・300型 ・450型 寸法、形状：図面による
<グラウンド舗装> 24.11.3 グラウンド舗装	1. 材 料 荒木田土：図面による グラウンドのライン：図面による 2. 工 法(クレー舗装) 荒木田土の高さ、厚さ：図面による 表層安定剤の量：図面による
建築札	■建築編 そ の 他■ ※設置する(材種：※黒御影石、厚25mm ・その他 []) ・設置しない
	株式会社ヤスウラ設計 鳴海住宅建築工事(第4工区) 一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋 特記仕様書(6) 縮尺 — No. F
	検 図 製 図 設 計 H28年3月 愛知県建設部建築局公営住宅課

項 目	特 記 事 項																																				
<p>< 指 定 資 材 > 材料等の使用制限</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;"> 県 営 ○ ○ 住 宅 施 工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 給 排 水 完 成 平 成 年 月 愛 知 県 建 設 部 </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">300</td> </tr> </table> </div> <p style="margin-top: 10px; text-align: center;">450</p> <p>文字は丸ゴシック体（彫り込み）とする。 取付位置及び文面は監督職員の指示による。</p> <p>【化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則】 本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。</p> <p>1) スチレンを発散する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th style="width: 70%;">使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の仕器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th style="width: 70%;">使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) クロルピリホス、ダイアジン及びフェノカルブを含有する防腐・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th style="width: 70%;">使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤</td> <td>含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 策 を と る 建 築 材 料 等</th> <th style="width: 70%;">使 用 制 限 の 原 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事に使用する資材・機材は、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（以下「評価名簿登載品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ペタリーピングが認定した優良住宅部品（BL部品）。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。）</p> <p>なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p> <p>また、防犯建物部品とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、(ア)騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、(イ)騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。</p>	県 営 ○ ○ 住 宅 施 工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 給 排 水 完 成 平 成 年 月 愛 知 県 建 設 部	300	対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の仕器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
県 営 ○ ○ 住 宅 施 工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 給 排 水 完 成 平 成 年 月 愛 知 県 建 設 部	300																																				
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																																				
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																				
② 家具、書架、実験台、その他の仕器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																				
③ ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																				
④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																				
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																					
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																					
⑦ 塗料																																					
⑧ 仕上塗材																																					
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																																				
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																				
② 塗料																																					
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																																				
木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																				
対 策 を と る 建 築 材 料 等	使 用 制 限 の 原 則																																				
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																				
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																				
<p>建築工事指定資材</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">株式会社ヤスウラ設計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">鳴海住宅建築工事（第4工区）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">図面番号 No. G</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋</td> <td style="text-align: center;">特記仕様書（7）</td> <td style="text-align: center;">縮尺 —</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H28年3月</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社ヤスウラ設計		鳴海住宅建築工事（第4工区）		図面番号 No. G	一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋		特記仕様書（7）	縮尺 —	検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																							
株式会社ヤスウラ設計		鳴海住宅建築工事（第4工区）		図面番号 No. G																																	
一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋		特記仕様書（7）	縮尺 —																																		
検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																																		

項 目	特 記 事 項														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">株式会社ヤスウラ設計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">鳴海住宅建築工事（第4工区）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">図面番号 No. G</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋</td> <td style="text-align: center;">特記仕様書（7）</td> <td style="text-align: center;">縮尺 —</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H28年3月</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社ヤスウラ設計		鳴海住宅建築工事（第4工区）		図面番号 No. G	一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋		特記仕様書（7）	縮尺 —	検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社ヤスウラ設計		鳴海住宅建築工事（第4工区）		図面番号 No. G											
一級建築士登録番号 第191563号 水野 豊秋		特記仕様書（7）	縮尺 —												
検 図	製 図	設 計 H28年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課												